

質問に対する回答

No.	資料の種類	頁番号	質問	回答									
1	その他		【現地説明会で未回答の質問】 カフェの土地利用料について、金額や㎡当たりの額を教えてください。	令和8年度の基準ならびに金額をお示しします。 ・基準： <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">行政財産の種類</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>建物の課税標準額に100分の7.2を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> ・支払額：723,800円/年  また、参考に自動販売機、キッチンカー等の行政財産目的外使用料及び公園使用料の基準は以下の通りです。 ・屋外自動販売機：18,000円に、売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額 ・屋内自動販売機：30,000円に、売上額に100分の5を乗じて得た額を加算した額 共に単位は1台につき1年。 ・キッチンカー等：1台、1日につき1,010円	行政財産の種類	単位	使用料	土地	1平方メートルにつき1年	土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額	建物	1平方メートルにつき1年	建物の課税標準額に100分の7.2を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額を加算した額
行政財産の種類	単位	使用料											
土地	1平方メートルにつき1年	土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額											
建物	1平方メートルにつき1年	建物の課税標準額に100分の7.2を乗じて得た額に、当該建物敷地に対する土地の課税標準額に100分の4を乗じて得た額を加算した額											
2	仕様書	P7	フローラルプラザ内の飲食店の営業時間を準備・片付けのことを考慮して、開館時間とずらすことは可能ですか。例えば、9時30分から16時ぐらい。	問題ありません。しかし、現状の営業時間で認知されていますので、ホームページ等を用いて営業時間変更の周知は徹底してください。									
3	仕様書	P8	【7 備品・消耗品等の所有権】 備品等（Ⅱ種）はいくら以上が備品で、それよりも低い金額が消耗品という条件はありますか。	本市では定価が税込み3万円以上かつ耐用年数が2年以上のものを備品として扱っていますので、同等を想定しています。備品等（Ⅱ種）を購入する際は、事前に本市と協議をし、業務上必要と承認された場合に購入が可能です。									
4	仕様書	P10	（5）定例会を年4回以上行いと記載がありますが、定例会の目的とメンバーをどのように想定していますか。	現在は前月の業務報告と翌月以降のイベント等などの説明を目的に、毎月実施しております。また、現在の会議出席者は下記のとおりです。 指定管理者：園長、他スタッフ（都度の報告内容によって変更あり、書記を含む。） 本市：係長、担当者 今後の実施方法につきましては、指定管理者決定後、協議の上決定いたします。									
5	仕様書	P13, 14	トイレ清掃の頻度が毎日となっておりますが、フローラルプラザ及び依佐美送信所記念館の休館日においては必要ないかと思えます。開館日のみ清掃でよろしいですか。	ご認識のとおりです。									
6	募集要項	P7	指定管理者選定委員会について、委員の氏名等のご教示いただけますか。	個人情報保護等のため、非公開としています。									
7	その他		【様式第5号】 管理運営に関する収支予算書において、内容を記載する欄がございますがどのようなことを記載するかをご教示いただけますか。	備考欄を参考に、金額設定が何に基づくものなのかを記載してください。									
8	その他		【様式第4号】 自主事業実施計画書において、年度ごとの作成となりますか。	内容、実施時期、金額等全て同一であれば、まとめて作成していただいても構いません。その際は、年度の記載を「令和9年度～令和13年度」としてください。									
9	その他		【配布資料 フローラルガーデンよさみ収支実績】 現地説明会でご説明があった内容について、①事業費が令和7年度大幅に増加した理由②その他の経費が大幅に減額した理由を再度ご教示いただけますか。	①令和7年度に開催したガーデンフェスタ分が含まれております。ガーデンフェスタに関する金額は、記載中の指定管理料にも含まれています。 ②管理経費を整理する目的で、自動販売機、カフェの目的外使用に係る使用料を削除しております。令和7年度はその他収入欄の額からも前述金額を削除しております。									
10	その他		【フローラルガーデンよさみ条例】 第8条「既納の使用料は還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、使用料を還付することができる。」とありますが、例えば業としての写真又は映画を撮影を行うときに雨で使用できなかった場合、第8条のただし書きに該当しますか。また、還付する場合市からの還付となりますか。	基本的に公園使用料に関しましては、使用の許可決定、使用料の徴収、還付まで全て本市が行います。指定管理者には日程調整と、申請の窓口業務をお願いしております。 雨天時は還付の対象となります。 マルシェなど、イベント時の公園使用料は指定管理者が徴収し、本市に納入していただいております。									
11	仕様書	P2	飲食店の営業時間をフローラルプラザの開館時間とずらすことは可能でしょうか。（例：平日10時～15時など）	No.2と同様です。									

No.	資料の種類	頁番号	質問	回答
12	仕様書	P7	飲食店スペースを一般開放のフリースペースとして活用した場合、土地使用料の対象は、調理スペースのみになりますか。	飲食店専用スペースとせず、プラザの一部として利用する場合は、ご認識のとおりです。 その場合は、誰でも利用できる場所であることを分かりやすく表示し、利用しやすい環境を整えてください。
13	募集要項	P4	共同体の構成団体に個人事業主が参加できますでしょうか。	募集要項の4ページ「10 申請の資格」に記載のとおり、共同体は複数の団体が共同するものを指しますので、個人事業主の参加はできません。
14	仕様書	P4	温室の活用事業について現状のサボテンの展示の一部を指定管理料によって、リニューアルすることも可能でしょうか。	実務上は可能ですが、現在、ボランティアの協力により運営（植物の提供など）も行われていますので、そうした団体との調整は必要です。 大規模なリニューアルをご提案いただいた場合等は、本市と協議し決定することとなります。
15	仕様書	P6	現在使用されているホームページやInstagramの公式アカウントは継続できるのでしょうか。	本市の所有物ではありませんので、継続したい場合は現指定管理者との協議が必要です。
16	仕様書	P7	現在のカフェのディスプレイは既存のままでしょうか、または撤去されるのでしょうか。	備品（I種）以外の物に関しては、現指定管理者またはカフェ事業者の所有物となります。現在のカフェのディスプレイを既存のまま継続して使用したい場合、現指定管理者またはカフェ事業者との協議が必要です。
17	その他		よさみガーデンフェスタの時期や日程の変更は可能でしょうか。 また、ミササガガーデンフェスタとの同時開催を変更することは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期や日程変更は可能ですが、県の補助金の交付を受ける場合は、要綱を満たしていただく必要がございます。（年度末までに事業報告書を提出、現在は緑化木配布事業をイベント内で行っており、4月15日から5月14日の間で行うことと指定がある等。）</li> <li>・現在は、相乗効果によりイベント来客数を増やす狙いでミササガガーデンフェスタとの同時開催をしています。変更する場合は市、ミササガパーク指定管理者と協議の上、決定いたします。</li> </ul>
18	その他		提案書書式の事故発生回数に関する項目は、当該施設の管理運営を受託していない場合、何の事故発生が対象となりますか。	募集要項の5ページ「10 申請の資格」に「(9)・・・本業務と類似した管理・運営実績を備えること」とありますので、質問のようなケースでは申請の資格を満たしていないこととなります。 なお、共同体の構成員のうち、一部の会社が管理運営実績がない場合は、「管理実績なし」としてください。
19	その他		共同体の申請として、他自治体では協定書等を提出していましたが、今回の募集に関しても提出したほうがよろしいでしょうか。	共同体の申請につきましては、共同体構成員届、共同体協定書並びに委任状を別途提出してください。様式は任意で構いませんが、参考に様式を説明会申込時のアドレス宛送付しますので参考にしてください。